六十一　二―（エチルアミノ）―二―（三―フルオロフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類	（削る）
六十二～百五十七　（略）	（削る）
百五十八～百九十七　（略）	（削る）
百九十八　二―（ブチルアミノ）―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ブタン―一―オン及びその塩類	（削る）
百九十九～三百三十一　（略）	（削る）
三百三十二　六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	（新設）
三百三十三　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	（新設）
三百三十四　（略）	三百三十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○国土交通省令第六十三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十二号）の施行に伴い、国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書に添付する書類）	（申請書に添付する書類）
第五条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。	**第五条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　法第八条第八項の認定を受けたことを証する書類	十二　法第八条第七項の認定を受けたことを証する書類
十三　（略）	十三　（略）
（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の意見書の内容の審査の方法）	（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の意見書の内容の審査の方法）
第十一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第二十七条第二項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって国家戦略特別区域会議が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。	**第十一条**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第二十八条第二項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって国家戦略特別区域会議が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。